

答申第 487 号
平成 27 年 3 月 17 日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年 3 月 17 日付け神戸参市第 665 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

電子申請受付システムを利用した情報公開請求の受付について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 本市への情報公開請求について、電子申請受付事務により電子計算機処理することは、現行の来庁、郵送、ファクシミリでの請求方法に比べ、当該事務の迅速・効率的な実施が可能となることから市民サービスの向上が図れ、公益に資すると認められるので妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

電子申請受付システムを利用した情報公開請求の受付について

(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

【電子計算機処理を行う情報】

1. 氏名, 名称・代表者氏名
2. 住所 (所在地)
3. 電話番号
4. 請求者 (法人) の担当者電話番号
5. 請求者 (法人) の担当者名
6. あて先実施機関 (例: 市長, 市会議長, 水道事業管理者 等)
7. 請求日
8. 公開を請求する公文書の内容
9. 公開の実施方法 (閲覧・視聴, 写しの交付, 写しの郵送)